2　法第十五条の二第六項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
二　変更の内容
三　その他参考となるべき事項
3　法第十五条の二第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　申請者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
二　その提供するデジタルプラットフォームの名称
三　法第十五条の二第七項に規定する合計額が五十億円以下である場合に該当する各課税期間の初日及び末日
四　その他参考となるべき事項
4　法第十五条の二第十項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
二　そのデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日
三　前号のデジタルプラットフォームの名称
四　その他参考となるべき事項
5　法第十五条の二第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　その課税期間において法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供に係る同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細
二　その他参考となるべき事項

第十五条の七第一項第三号、第五号及び第六号中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。
第二十三条の二第二項及び第三項中「第四十五条の二第三項」を「第四十五条の二第二項」に改める。
第二十五条第三項中「第五十一条第三項」の下に「又は第四項」を加える。
第二十六条第一項第三号ヘ中「内容又は」を「内容、」に改め、「トにおいて同じ。」の内容」の下に「又は法第十二条の四第三項の規定の適用に係る同項に規定するときに該当することとなつた課税期間の初日及び末日並びに当該課税期間における令第二十五条の五第四項に規定する合計額」を加え、同条第五項第三号中「年月日」の下に「（法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。次項第三号において同じ。）にあつては、設立の年月日及び国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日）」を加え、同条第六項第三号中「年月日」の下に「（法第十二条の三第五項の規定の適用を受ける外国法人にあつては、設立の年月日及び国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日）」を加え、同項第六号中「当該金額」を「当該課税売上高又は同項に規定する基準期間に相当する期間における総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額が五十億円を超える者の当該総収入金額」に改める。
第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第九号」を「第七十一条の二第一項第十号」に改め、同条第二項中「第八号」を「第九号」に、「又は前条第九項」を「若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）」に改める。
第三十一条第二項中「法人」の下に「、公益信託受託事業者」を加える。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二十五条第三項の改正規定、第二十六条第五項第三号の改正規定、同条第六項の改正規定並びに第二十七条第六項、第八項及び第九項の改正規定　令和六年十月一日
二　第十一条の三の見出しの改正規定、第十五条の七第一項第三号、第五号及び第六号の改正規定並びに第三十一条第二項の改正規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

○財務省令第二十号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、酒税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

酒税法施行規則の一部を改正する省令

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十条の六第一項、第二項又は第三項」を「第三十条の六各項」に改める。

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。